

三穂地区自治組合規約

(規約の制定)

第1条 この規約は、三穂地区の自治組合について定めるものとする。

2 基本構想を着実に遂行するため、かつ組合間の委員選出格差を是正するため、次条の「区」をつくる。

3 基本構想とは地域づくりの将来ビジョンを明確にするため基本構想策定委員会を設置し10年に一度策定する。

(自治組合)

第2条 持続可能な組織と負担軽減を目的として組合の上位組織として「区」を置き、その構成は以下のとおりとする。

1区 第1組合 第2組合 第3組合 第4組合

2区 第5組合 第6組合

3区 第7組合 第8組合

4区 第9組合 第10組合 第11組合 第12組合

5区 第13組合

2 三穂地区の自治組合(以下「組合」という)は、次のとおりとする。

第1組合 第2組合 第3組合 第4組合 第5組合 第6組合 第7組合 第8組合

第9組合 第10組合 第11組合 第12組合 第13組合

3 三穂地区の事業執行機関として「まちづくり委員会」を置き、その詳細は「三穂まちづくり委員会規約」で定める。

4 各組合内での情報伝達・集約・統制を目的として必要数の班を置く。

(区・組合の役員)

第3条 各区には、組合長の中から区長・副区長を選出する。(第13組合は、組合長・副組合長が兼務)

2 各組合につきの役員を置く。

組合長1名 副組合長1名 会計1名

生活安全委員0～1名 健康福祉委員0～1名 環境委員0～1名

公民館委員1～4名 赤十字奉仕団員1～2名

支援員(委員会の支援をする人)0～3名

(組合の3役を除く委員は、まちづくり委員会、赤十字奉仕団の組合別割当数に基く)

3 各班に班長を置く。

(区・組合役員の選任及び任期)

第4条 各組合の役員は、改選年度の1月末までの常会において選出する。

2 区長・副区長は、2月翌年度の組合長により、互選する。

3 組合の役員の任期は原則2年とする。但し、支援員は原則1年とする。

4 区長・副区長の任期は原則1年とする。

5 補欠で就任した区・組合役員の任期は前任者の残任期間とする。

(組合役員の職務)

第5条 区長は、区を代表して活動に当たる。副区長は、区長を補佐し区長に事故ある時は、その職務を代理する。

2 組合長は、当該自治組合を統括し組合の代表として組合活動の円滑なる運営を図る。

3 副組合長は、組合長を補佐し組合長に事故あるときは、その職務を代理する。

4 会計は、組合の会計を担当する。

5 組合の他の役員は、担当の所轄事項の執行に当たる。

6 班長は、集金業務を担当する。

(会議)

第6条 会議は、区長会、区会、組合役員会、常会及び臨時常会とする。

2 区会は区長が、必要に応じて招集する。

3 組合役員会・常会及び臨時常会は、必要に応じて組合長が招集する。

付則

この規約は、平成19年4月1日から施行する。

この規約は、平成25年4月23日から一部を改正し施行する。

この規約は、令和5年4月1日から一部を改正し施行する。

三穂まちづくり委員会規約

(名称及び事務所)

第1条 本会は、三穂まちづくり委員会と称し、事務所を飯田市伊豆木5451-2番地 三穂自治振興センター内に置く。

(目的)

第2条 本会は、住民自治の精神に基づき、会員相互及び行政をはじめ、会内外の諸団体等と協働し地域課題に対処するとともに、地域の共益共同的事業を通じ、良好な地域社会の維持及び向上発展を図ることを目的とする。

(組織)

第3条 本会の基礎組織は、自治組合である。

2 本会は、本会全体の円滑な運営及び各委員会間の連絡・調整をおこなうために、下記の機関を置く。

- (1) 自治振興委員会。第6条で定める会長・副会長・会計・総務委員長・建設産業委員長・生活安全委員長・健康福祉委員長・環境委員長・公民館長及び各自治組合長で構成する。
- (2) 五役役員会。構成員は、会長・副会長・会計・総務委員長・建設産業委員長の5名。
- (3) 区長会。区長(各区の組合長の中から1名選出)・役員により、4月・7月・10月・1月に開催し、課題を検討する。

3 五役役員会は、次の実施項目を担当する。

- (1) まちづくりの重点項目の協議に関すること
- (2) 各委員会や各区(1区～5区)、各種団体・グループとの連絡調整や連携協働に関すること
- (3) 市交付金・市委託金・地域自治区での地区負担金等を財源とした予算配分の策定に関すること
- (4) 行政との協働などの協議に関すること
- (5) その他、上記以外でまちづくり委員会に関すること

(各組織)

第4条 本会は、具体的事業を行うために次の委員会を置き、事業を執行する。

- (1) 自治振興委員会は、地域自治の振興に関すること。
- (2) 生活安全委員会は、交通安全及び防火防犯に関すること。
- (3) 健康福祉委員会は、健康増進及び地域福祉に関すること。
- (4) 環境委員会は、環境保全に関すること。
- (5) 公民館は、社会教育・生涯学習及び健全育成に関すること。

(会員)

第5条 本会の正会員は、原則として三穂地区内に住所を有する者及び三穂地区に住所を有しないが、生家があるなどして正会員になる意志のある者。

2 三穂地区出身者であり、三穂に住所を有しないが、「三穂指定のふるさと納税」への参加者、三穂地区の活動支援に参加できる方、時間をかけながら三穂を応援したい人で准会員になる意思がある者。

3 入会・退会については、本人の意志を尊重する。

(役員)

第6条 本会は、会長・副会長・会計各1名のほか、次の役員を置く。

- (1) 総務委員会・建設産業委員会・生活安全委員会・健康福祉委員会・環境委員会の各委員長・生活安全副委員長・健康福祉副委員長・環境副委員長及び、公民館長。
- 2 上記の選考については、まちづくり委員会役員等選出規約により別に定める。
- 3 監事は、地区内より選出し、総会において承認する。

(役員及び委員の職務)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 会計は、本会の会計を担当する。
- 4 委員長並びに館長は、本会の運営上必要な事項の企画立案及び、総会に付議すべき事項を事前に審査する。
- 5 生活安全副委員長・健康福祉副委員長・環境副委員長は委員長を補佐する。
- 6 各委員会の委員は事業の執行に関することを分任する。
- 7 監事は、本会の会計を監査する。

(役員及び委員の任期)

第8条 役員及び委員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

2 補欠により選出された役員及び委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の協働体制)

第9条 本会は、各委員会の実施項目を超えた事業の取り組みについて、必要に応じて協働組織で事業に取り組むことができる。

(他団体との連帯、協力体制)

第10条 本会は、他団体との連帯・協力を図るため、連絡協議会を設ける。

2 連絡協議会は、必要に応じて会長が招集する。

3 五役役員会にて、個別目標達成の為にプロジェクトチームを設置することができ、活動内容は、自治振興委員会に報告する。

(会議)

第11条 会議は、総会、臨時総会、五役役員会、自治振興委員会、区長会及び各委員会とする。

2 総会及び臨時総会は、役員・総務副委員長・建設産業副委員長・生活安全副委員長・健康福祉副委員長・環境副委員長・文化委員長・体育委員長・スポーツ推進委員・広報委員長・女性委員長・育成委員長並びに組合長をもって構成する。

3 総会及び臨時総会において、役員が改選される年度の構成員は、新旧の構成員で構成することができる。

4 総会及び臨時総会の議長は、副会長とする。

5 総会及び臨時総会の成立は、3分の2以上の出席によって成立し、出席者の過半数の賛成により決定する。

6 五役役員会・自治振興委員会・区長会は、必要に応じて会長が招集する。

7 各委員会は、必要に応じて各委員長が招集する。

(総会の開催)

第12条 総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 本会の会長が必要と認めたとき。

(2) 各委員会から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(総会の権能)

第13条 総会は、次の事項を審議決定する。

(1) 事業計画案、会計予算案に関すること。

(2) 事業報告、会計決算に関すること。

(3) 資産の処分及び管理等に関すること。

(4) 規約の改定に関すること。

(5) 役員の選出及び参与(三穂地区を多方面から指導できる人)の委嘱に関すること。

(6) 三穂地区の基本構想を10年に一度決定する。

(7) その他、会の重要事項に関すること。

(住民総会)

第14条 第13条各号に関して、下記1. 2号により、住民総会を開催しなければならない。

(1) 会長または役員が、その開催を必要と認めた場合。

(2) 住民(但し、18歳以上)の15%以上の連署、捺印により議案を提示し、開催の請求があった場合。

2 本総会の成立は、全所帯の過半数の出席により成立する。

3 本総会の議案は、出席者の2/3の賛成により、議決する。

(会計)

第15条 本会の運営費は、市交付金・市委託金・地域自治区での地区負担金、その他の収入をもって充てる。

2 運営費の支出管理、運用等に関しては、委員会会計規約の定めによる。

(会計年度)

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(表彰)

第17条 表彰等に関しては、別に定める表彰等内規による。

(委員の報酬)

第18条 委員の報酬に関しては、委員会会計規約の定めによる。

(委員等出張旅費)

第19条 委員等の出張旅費等に関しては、委員会会計規約の定めによる。

(委員等の慶弔)

第20条 委員の慶弔に関しては、委員会会計規約の定めによる。

付則

この規約は、平成19年4月1日から施行する。

この規約は、平成20年4月24日から一部を改正し施行する。

この規約は、令和5年4月1日から一部を改正し施行する。

この規約は、令和5年4月25日から一部を改正し施行する。

三穂まちづくり委員会会計規約

(目的)

第1条 本規約は、三穂まちづくり委員会規約に基づき、本会に係わる運営費の適正かつ効率的な管理及び執行を図るとともに会計業務実施上の準拠を定める。

(運営費)

第2条 運営費は三穂地区に居住する世帯の負担金(以下「地区負担金」という。)及び交付金・委託金・その他の収入をもって充てる。

(所掌事項)

第3条 会計に関する事項はまちづくり委員会(以下「委員会」という。)で行う。

2 委員会は、次の所掌事項を担当する。

- (1) 予算及び決算に関する事項。
- (2) 地区負担金の負担区分及び負担額に関する事項。
- (3) 各種団体に対する交付金に関する事項。
- (4) 基金の管理に関する事項。
- (5) 経費の出納に関する事項。
- (6) 重要物品の購入管理及び賃貸に関する事項。
- (7) その他委員会の会計に関する事項。

(監事)

第4条 本会会則第6条第3項により監事を定める。

- 2 監事は2名とし、三穂地区在住者よりまちづくり委員会が選任し委嘱する。
- 3 監事の業務は、会計監査とする。
- 4 監査は、毎年度内において1回以上実施する。
- 5 監事の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

(負担額)

第5条 1世帯あたりの負担額は、別表1による。

- 2 各組合の加入の認定は、組合長が行い自治振興委員会に報告する。
- 3 負担額の承認は、組合長の報告に基づき五役員会において行う。
- 4 年度途中に加入した世帯の負担額は、加入した翌月からの月割額(千円未満は切り捨て)とする。
- 5 前項の負担額の納入方法は、年度内に全額を納入できるよう組合長が調整する。
- 6 准会員の負担額は、免除とする。

(基金の管理)

第6条 委員会が管理する基金の種類は、別表2による。

(委員の報酬)

第7条 委員会委員の報酬は、別表3による。

- 2 前項の報酬は、本人からの申し出、又は委員の活動状況により各委員長が支給することが適当でないとする場合には、五役員会に諮ってこれを支給しないことができる。

(委員の出張旅費及び手当)

第8条 原則として支給しない。但し遠隔地出張の場合、五役員会の承認を以て支給することができる。

(慶弔)

第9条 慶弔規程により支給する。

(委員会協力費の要請)

第10条 会長は、三穂地区内に事業所を有する法人(企業)等に対し、応分の協力費の拠出を要請することができる。

- 2 前項の協力費の要請先、及び負担額は、五役員会において決定する。

(補償基準)

第11条 漬地等の補償に対する基準は、別表4による

- 2 漬地等の補償額基準については、総会で決定する。

別表1 (地区負担金の負担額)

1世帯	年額	17,000円	(まちづくり委員会費	16,000円	財産区費	1,000円)				
徴収月	4月	3,000円	5月	3,000円	6月	3,000円	7月	3,000円	8月	3,000円
	9月	2,000円(財産区費1,000円を含む)								

別表2（まちづくり委員会が管理する基金）

基金の名称
財政調整基金会計
地域づくり基金特別会計
建設産業委員会潰地補償金会計
旧小笠原家書院設立400周年記念祭資金（2024年度まで）
三穂小学校150周年記念事業資金（2023年度まで）

別表3（まちづくり委員会委員等報酬）

役職	年額	適要
会長	200,000	委員会会長の職にある者
副会長	150,000	委員会副会長の職にある者
会計	70,000	委員会会計の職にある者
各委員長	70,000	所属する委員会の委員長の職にある者（公民館を除く）
副委員長	35,000	所属する委員会の副委員長の職にある者（ 〃 ）
公民館委員長	40,000	公民館の各委員会の委員長の職にある者（企画委員を兼る）
公民館副委員長	20,000	公民館の各委員会の副委員長の職にある者（ 〃 ）
区長	40,000	区の区長の職にある者
組合長	35,000	組合の組合長の職にある者
委員	5,000	委員会の委員
支援員	4,000	委員会の支援員
参与	40,000	三穂地区を多方面から指導できる者

（備考）上記区分で、二つ以上の役職を兼ねる場合は、上位の役職報酬のみの支給とする。

別表4（補償基準）

潰地立木補償単価

単位 円

区分	地目	幹線及び幅員6.0m以上の道路	その他の市道
土地	農地	1,800	910
	山林原野	220	210
	竹林	440	420
	宅地	2,550	1,150
	墓地	別途考慮	別途考慮
柿	5年生未満	5,000	5,000
	5年生以上	9,000	9,000
梅	5年生未満	4,000	4,000
	5年生以上	8,000	8,000
桜	5年生未満	200	200
	5年生以上10年生未満	1,400	1,400
	10年生以上	2,000	2,000

- ・土地は、1㎡当りの単価。
- ・果樹、立木は、1本当りの単価とする。
- ・その他の果樹は、柿を参考にする。
- ・他の用材は、桜を参考にする。

補償基準

- 1 県道と幹線道路及び幅員6.0m以上の道路と、その他の道路に区分した補償単価基準に基づいて補償する。
 - 2 国庫及び県費補助事業による潰れ地については、まちづくり委員会補償外とするも、まちづくり委員会補償単価より低い場合は、その差額を補償する。
 - 3 市の「市道新設改良工事に係わる用地及び物件等補償基準」により補償される場合は、まちづくり委員会の対象外とするも、まちづくり委員会補償単価より低い場合はその差額を補償する。
 - 4 地目の区分は、登記簿の地目によるが、現況の利用実態を考慮できるものとする。
 - 5 潰れ地等補償に対する基準が実情にそぐわない場合は、特例としてまちづくり委員会で決定する。
- ※ 幹線とは、1-54号線（伊豆木下瀬線）・2-41号線（貝沢線）・2-42号線（泉垣外線）・2-43号線（西垣外線）・2-44号線（立石発起線）・2-45号（下瀬原線）・2-46号線（八畝山線）・2-47号線（琴原線）の8路線とする。

付則

- この規約は、平成19年4月1日より施行する。
- この規約は、平成25年4月1日より施行する。
- この規約は、平成28年4月1日より施行する。
- この規約は、平成29年4月1日より施行する。
- この規約は、令和5年4月1日より施行する。
- この規約は、令和5年4月25日より施行する。

三穂まちづくり委員会慶弔規程

(目的)

第1条 この規程は、三穂まちづくり委員会における役員及び会員等に対する慶弔費について定める。

(用語の定義)

第2条 この規程において使用する用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 役員 三穂まちづくり委員会の正副会長、会計、各委員長、公民館長及び組合長
(公民館の各委員長を除く)
- (2) 会員 現に組合に加入し、三穂まちづくり委員会の徴収する負担金を納入する世帯

(慶弔費の範囲)

第3条 三穂まちづくり委員会の慶弔費の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 弔慰金
- (2) 羅災見舞
- (3) 祝金
- (4) 病氣見舞

(慶弔費の支出)

第4条 前条に規定する慶弔費の対象及び額等は次のとおりとする。

項目	細目	金額(円)	摘要
弔慰金	役員の死亡	5,000	
	その他の死亡	適宜	地区内外の方で三穂地域の発展に寄与した方
羅災見舞	会員の居宅の被災	3,000	生活に支障のない場合を除く
祝金	近隣、関係団体の慶事	適宜	通常範囲内
病氣見舞	役員の病氣見舞	3,000	1週間以上入院の場合 (一の疾患につき1回)

(支払いの特例)

第5条 前条の規定は、支出が困難である場合、又は支出が適当でないと認める場合はこれを支出しないことができる。

(その他)

第6条 この規程に定めのない事項については、五役役員会において決定する。ただし、必要な会議を開催する時間がない場合は、正副会長の協議により施行し、五役役員会の事後承認を得るものとする。

2 この規程を変更する場合は、五役役員会で決定し総会の承認を得るものとする。

(付 則)

1 この規程は、三穂まちづくり委員会総会の承認の日から施行する。ただし、総会の決定の日が年度の途中であった場合、年度当初から決定までの期間の慶弔費の取り扱いは、五役役員会において協議し決定する。

平成26年4月18日承認

この規程は、令和5年4月1日から一部を改正し施行する。

三種まちづくり委員会役員等選出規約

(目的)

第1条 本規約は、本会規約第6条第2に基づき、本会の役員等選出に関し必要な事項を定める。

(役員)

第2条 会長は、会長を再任しない場合は原則として副会長が昇任する。

2 本会の副会長及び会計の二役と自治振興委員会の総務委員長・建設産業委員長・生活安全委員長・健康福祉委員長・環境委員長は、選考委員会において会員の中から選出する。

3 選考委員会の委員は、改選前の役員と組合長がその任にあたる。

4 本会規約第6条1項で選出された公民館長を除く役員は、総会において決定する。

(副委員長)

第3条 生活安全副委員長・健康福祉副委員長・環境副委員長は委員の互選とする。

(公民館)

第4条 公民館長は、地域協議会において地域自治区内より選出する。なお、地域協議会とは、市長により諮問されたものについて審議し、市に意見を述べる事ができる市の附属機関である。

2 公民館長は、文化委員長・体育委員長・スポーツ推進委員、女性委員長・育成委員長及び広報委員を選任する。

(委員)

第5条 各委員会は、各区から選出された委員と関係委員会の長等により構成する。

2 生活安全・健康福祉・環境委員の組合選出人員は、別表1「三種まちづくり委員会構成人数」とする。

3 主任児童委員は、公民館育成委員会の構成員とする。

4 委員選出の基礎となる世帯数は、役員改選年度の前年度12月末の世帯数とする。

付則

この規約は、平成19年4月1日から施行する。

この規約は、平成20年4月24日から一部を改正し施行する。

この規約は、平成25年4月23日から一部を改正し施行する。

この規約は、平成27年4月17日から一部を改正し施行する。

この規約は、令和5年4月1日から一部を改正し施行する。

別表1

三種まちづくり委員会構成人数（令和5年4月1日現在）

委員会名	選出母体				全体選出者適用
	地区全体選出	区選出	組合選出	合計	
自治振興委員会	5	0	13	18	会長、副会長、会計 総務委員長、建設産業委員長
生活安全委員会	1	8	0	9	委員長
健康福祉委員会	1	8	0	9	委員長
環境委員会	1	8	0	9	委員長
公民館	1	0	0	1	館長
文化委員会	1	7	0	8	委員長
広報委員会	7	0	0	7	委員長、委員
体育委員会	2	7	0	9	委員長、スポーツ推進委員
女性委員会	1	7	0	8	委員長
育成委員会	2	6	0	8	委員長、主任児童委員
支援員	0	0	17	17	
合計	22	51	30	103	

三 穂 地 域 自 治 組 織 体 系 図

